

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20190408	株式会社アイ・エム・シー 法人番号(1290001043935) 代表者石松弘康	福岡県朝倉市三奈木2266-1	山口営業所	山口県宇部市大字善和字石ヶ谷591-8	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第9条第1項、第17条第1項及び第4項	酒気帯び運転及び追突事故を惹起したことを端緒として、平成30年10月16日及び同年11月9日に監査を実施。7件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(車庫)(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)(2)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第4項)(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)(5)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)(6)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)(7)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)	6	6
20190410	株式会社大南 法人番号(7280001007563) 代表者細木邦夫	島根県雲南市大東町上佐世237	本社営業所	島根県雲南市大東町下佐世298-1	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び第4項	情報提供を端緒として、平成30年9月11日及び同年12月17日に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第4項)(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)(3)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)(4)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)(5)運行指示書の記載事項義務違反(安全規則第9条の3第2項)	2	2

20190416	有限会社山平運送 法人番号(8280002 008725) 代表者山平正典	島根県浜田市宇野町151 1-2	浜田営業所	島根県浜田市宇野町151 1-2	輸送施設の使用停止 (30日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業 法第17条第1項及び 第4項	情報提供を端緒として、平成30年11月15日 に監査を実施。2件の違反が認められた。(1) 乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送 事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第4 項)(2)運行指示書の記載事項義務違反(安 全規則第9条の3第1項)	3	3
20190422	株式会社トータル運輸 法人番号(3430001 031691) 代表者二村哲史	北海道札幌市北区新琴似 町771-5	岡山営業所	岡山県倉敷市連島町西之 浦947-1	輸送施設の使用停止 (20日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業 法第17条第1項及び 第4項	情報提供を端緒として、平成30年10月26日 及び同年11月27日に監査を実施。4件の違 反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守 違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以 下安全規則)第3条第4項)(2)点呼の記録事 項義務違反(安全規則第7条第5項)(3)乗務 等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1 項)(4)運転者台帳の記載事項義務違反(安 全規則第9条の5第1項)	2	2

20190423	東和運輸株式会社 法人番号(7260001004711) 代表者梶川三郎	岡山県岡山市南区福島3丁目13-5	本社営業所	岡山県岡山市南区福島3丁目13-5	輸送施設の使用停止(50日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び第4項	死亡事故を惹起したことを端緒として、平成30年7月23日及び同年8月31日に監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第4項)(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)(3)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)(4)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)(5)運転者に対する指導監督の記録義務違反(安全規則第10条第1項)(6)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)(7)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	5	5
20190424	有限会社津下建材 法人番号(5260002006485) 代表者津下雅江	岡山県岡山市北区御津野々口1194-1	本社営業所	岡山県岡山市北区御津国ヶ原274-1	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	情報提供を端緒として、平成30年4月20日及び同年9月26日に監査を実施。6件の違反が認められた。(1)点呼の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第7条第5項)(2)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)(3)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)(4)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)(5)特定の運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第2項)(6)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	2	2